

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に係る国民健康  
保険税の減免の特例について

生活環境部 保険年金課

1 対象となる国民健康保険税

令和 4 年度相当分の国民健康保険税で、令和 4 年度末に国保資格を取得した  
こと等により、令和 5 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するもの

2 対象となる世帯及び減免額

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤  
な傷病を負った世帯 ⇒ 全額免除

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年中における主たる生計  
維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」  
という。）が減少した、次の要件の全てに該当する世帯

⇒ 一部を減免

【要件】

ア 事業収入等のうち収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和 3  
年中に比べて 30%（3 割）以上、減少していること。

イ 令和 3 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。

ウ 減少した事業収入等に係る所得以外の令和 3 年中の所得の合計額  
が 400 万円以下であること。

【減免額の計算式】

（表 1）で算出した対象保険料額に（表 2）の令和 3 年中の合計所得金  
額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

対象保険税額（ $A \times B / C$ ）× 減免割合（ $D$ ）＝ 減免額

(表 1)

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少した収入に係る令和 3 年中の所得額
C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和 3 年中の合計所得金額

(表 2)

世帯の主たる生計維持者の 令和 3 年中の合計所得金額	減免割合 (D)
300 万円以下	全 部
300 万円を超え、400 万円以下	10 分の 8
400 万円を超え、550 万円以下	10 分の 6
550 万円を超え、750 万円以下	10 分の 4
750 万円を超え、1,000 万円以下	10 分の 2

ただし、事業等の廃止や失業の場合は、令和 3 年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。

### 3 減免に要する費用に対する財政支援

国の算定基準により減免を行った費用について、国民健康保険特別調整交付金により、財政支援が予定されている。